

資料4. 漁業及び養殖部門のための国家戦略提案
(エル・サルヴァドル政府農牧省漁業特別委員会1999年7月)

エル・サルヴァドル政府 農牧省 漁業特別委員会
漁業及び養殖部門のための国家戦略提案
漁業特別委員会作成の技術文書
農牧省農牧政策分析室(OAPA) アルバ・マルガリータ・サラサール・デ・フラード
農牧省漁業開発総局(CENDEPESCA) アンセルモ・レンデロス・アレバロ
中米漁業振興支援地域計画(PRADEPESCA) ホルヘ・ロペス
1999年7月、ヌエバ・サン・サルヴァドル

目次

- I. 背景
- II. 海洋生物の特色及び潜在力
 - 2.1 海洋資源
 - 2.2 漁業の潜在性
 - 2.3 内面の漁業資源
 - 2.4 養殖のための潜在性
- III. 現在の組織の能力
- IV. 漁業及び養殖部門の利用者
 - 4.1 養殖業者
 - 4.2 流通業者
 - 4.3 輸出業者
 - 4.4 企業漁業者
 - 4.5 混獲物漁者
 - 4.6 零細漁業者
 - 4.7 スポーツ・フィッシング愛好者
 - 4.8 加工業者
- V. 利用者の必要とするものと期待
- VI. 漁業及び養殖の持続可能な開発のための戦略基盤
 - 6.1 機関の開発分野
 - 6.2 研究及び技術移転分野
 - 6.3 法規の分野
 - 6.4 インフラ分野
 - 6.5 利用者の組織化及び参加分野
 - 6.6 漁業及び養殖への支援分野
- VII. 漁業分野の戦略と新たな協調
 - 7.1 漁業及び養殖の新たな協調
 - 7.2 戦略の優先化
- VIII. 結論及び提言
- IX. 参考文献

X. 付帯文書

I. 背景

漁業開発総局(CENDEPESCA)は、エル・サルヴァドル国農牧省の機関であり、資源の持続性を原則にし、漁業及び農業部門の開発に関する指導及び規制を担当する機関である。1956年に当時の農業総局、現在では持続可能天然資源総局、の林業及び養殖部門内に養殖部門が生まれた。

その後、養殖部門は幾度か名前や部署を変えた後、農牧省持続可能天然資源総局内の漁業資源サービスとなった。1981年、漁業資源サービスは、漁業資源総局(DGRP)に格上げされた後、1983年10月に漁業開発総局(CENDEPESCA)となった。この2年前(1981年)に、現行の漁業活動一般法が承認されている。

1987年以降、農牧省の後援のもと、NORAD/OLDEPESCA/FAOからの支援や技術援助より、漁業機関を刷新する努力がなされた。1997年10月、PRADEPESCAの支援により、CENDEPESCAの利用団体に呼びかけをおこない、近代的で漁業及び養殖事業の監督に必要とされることに対応できる機関を開発することの提案及び漁業と養殖のための枠組み法草案の策定に参加するよう求めた。

この作業は、1987年5月～7月期に終了し、その成果として、公的漁業部門における機関開発の提案ができるとともに、漁業及び養殖のさまざまな分野の合意を得て、草案ができあがった。この草案は、原案に合意した部門のほとんどの参加をみることなく、何度か変更された。現在のところ、いずれの案も担当機関の審査で承認されてはいないことを特記する。

又、漁業監督機関の存在する間、海洋生物資源の持続性に基づき、適切な法的枠組みや国家戦略及び迅速かつ効果的で透明な制度的構造に支援され、技術能力があり、この分野と密接に結びつき、経済的に独自で維持可能な漁業及び養殖の振興をめざした漁業及び養殖政策は、一度も策定されたこともなければ実施されたことがないことを表記する必要がある。

以上のことを考慮し、今年の6月、農牧省は、新政権の協定と戦略の枠組みのなかで、この分野の参加を新たに求め、短期間で、漁業及び養殖の開発戦略を備えるだけでなく適切な枠組法を備え、更に、策定された戦略を推進させる能力を備えた機関を持つため、漁業特別委員会を指名した。

この目的を果たすため、3つのフェーズを設けた。

フェーズ1 漁業及び養殖の戦略策定、法的枠組みの見直し、機関構造に関する3つの代

替案の提出。

フェーズ2 第1フェーズの結果の利用者による検討。

フェーズ3 同意を得た結果の実施。

II. 海洋生物資源の特徴及び潜在性

海面及び内水面での漁業は、長い間、人間の食糧の重要な源であり、雇用を生み出し、この活動に従事する人々に経済的恩恵をもたらしてきた。しかしながら、漁業に対する知識が増し漁業が劇的に進歩すると、海洋生物資源は再生可能であるとはいえ、無限ではないことがわかってきた。従って、常に増加する世界の人口に対し、栄養的、経済的、社会的な豊かさへの貢献を維持できるよう、適切な管理監督対策を確立する必要性が生じた。

エル・サルヴァドルでは約40年前から漁業活動が記録されている。この間、多くの国際調査や国内調査がおこなわれ、海洋生物資源、特に、漁業資源の状態や量がわかるようになった。これは、こうした資源の良好な管理や合理的な利用をおこなう上で基本的なものである。

漁業生産には、以下の3つの活動がある：資本漁業、零細漁業、養殖。資本漁業は主に、海面のエビの捕獲と加工によって進められている。他方、零細漁業は海面と内水面でおこなわれている。また、養殖は、エビやティラピアなど魚種の多様化の代替案となっているだけでなく、新しい技術を用いて新種を導入する代替案ともなっている。

2. 1 海洋資源

非常に多様な魚類、甲殻類、軟体動物が存在することに特徴があり、特に、クルマエビ（カマロン）、クビレサルエビ（アマエビ、カマロンシージョ、チャカリン）、チリエビ（ランゴスティーノ）、大型の浮魚など、商業的なカテゴリーに入るものが多い。これらは、エル・サルヴァドルの資本漁業や零細漁業の支えとなることから、経済的に最も重要なものである。

一般的にエビ資源は寿命が短く（1年から1年半）、5月から8月に多くが繁殖期に入る。白クルマエビ（ホワイトレッグ・シュリンプ）やクビレサルエビは、毎年11月から4月に加入量が増える。

繁殖区域は沿岸に近い場所であり、河口（湾及び干潟）で幼生期を過ごす。この資源は底生の環境、つまり、海底で生息する。

又、イサキ、ニベ、スズキ、ウミナマズ（ハマサギ）、ダルマガレイ等多くの底魚が存在するだけでなく、海面近くで生息する浮魚の種類も多く、サバ、アジ、イワシ、カタクチイワシ、マグロやサメ類の一部などがある。又、漁民が利用する対象となっている、アカガイ、カキ、

イカ等の軟体動物を考慮に入れることも重要である。

エビと一部の底生資源の分布及び量は、季節の変化と密接に関係している。雨季(5月から10月)は、川の流量が増え、海に入り込むため、この地域のプランクトンの生産性が高まる。この時期は繁殖期と重なるため、河口の幼生の増加に寄与する。

乾季(10月から12月)は、加入量に影響し、稚エビが海に入って成長期となり、4月から6月になると繁殖期が始まる。

適切な管理がおこなわれず、適切な法的措置がとられていないことから、現在のエビ資源は乱獲状況にある。このため、エビトロール船の許可証は一時的に発行停止となっている。

2. 2 漁業の潜在性

我が国の海洋資源は、利用されていない漁業資源を利用することにより、開発の潜在力をもっている。これには主に2つの目的がある。雇用の創出機会、外貨、食糧を生むことと、現在沿岸資源にある逼迫した状況(100mの深さまで)の緩和に貢献することである。従って、漁業及び養殖部門の多様化を振興するための努力は全て、国の経済にとり良い結果を生むこととなる。こうした資源について以下に説明する。

a. チリエビ

チリエビには、50,000TMの資源量がある。このうち、適切な管理をおこなうことで、15,000TMを利用できる。チリエビは冷凍エビとして加工できるだけでなく、外殻からはキチンやキトサンが利用できる。

b. 浮魚

マグロ

全米熱帯マグロ類委員会(IATTC)との協定により、我が国は1998年には年間1,700TMの漁獲割り当てを得ることができたため、近い将来我が国に経済面、社会面、食糧面での恩恵がもたらされることであろう。この割り当て量は、国内の漁船団を参加させることや、科学的目的でIATTCに参加することで、増やすことができる。

更に、まき網や延縄を用いるマグロ漁での混獲魚として、年間およそ3,000TMにのぼるサメ、カジキ、シイラ、その他の魚があり、これらも利用できることを考慮に入れる必要がある。

イワシ、ニシン、カタクチイワシ

年間15,000TMと推測されるイワシとニシンの資源量がある。このうち、合理的に利用

できるのは7, 500TMである。更に、年間20, 000TMの資源量のカタクチイワシがあり、年間10, 000TMを利用できる。

c. オオイカ

領海内には年間推定2, 000TMの資源量があると報告されていることから、利用できる潜在量がわかるよう、協定を結ぶ可能性を探る必要がある。

d. 深海エビ

調査をおこなったところ、400mから1, 200mの深さにある程度の漁業潜在性があることがわかったため、国際協力により、利用の可能性に焦点を当てた新たな調査をおこなうことができよう。

2. 3 内水面の資源（省略）

2. 4 養殖のための潜在性

現在、海面での粗放的エビ養殖を主に、一部内水面での養殖（魚及びエビ）に向けたこの活動の発展は制限されている。しかし、農業養殖プロジェクトと組み合わせることで利用できる潜在力は存在する。つまり、灌漑プロジェクトで魚（ティラピア）の養殖のために水を使った後、この水を灌漑に再利用するものである。

又、沿岸地帯では、入り江の環境の質を損なうことなく、高い商業的価値を備えた養殖種に技術を適用すれば、約4, 000haの潜在力を有す養殖に適した地域がある。

ここで、海洋生物は「共通の財産」であることから、中小の沿岸漁民や、資本漁業者（沿岸及び沖合い）、マグロ漁のまき網漁船や工船等のより高度な漁業を含む皆が利用できるという意味で、海洋生物の恩恵を強調することが重要である。

Ⅲ. 現在の組織の能力

漁業開発センター（CENDEPESCA）は1983年以降、「海面及び内水面における海洋生物利用の持続可能な開発を達成し、資源の有す潜在力に応じ、この海洋生物資源のより高い経済的社会的利益を得る」ことに責任を負う機関である。

この目的を果たすため、現在CENDEPESCAには国内レベルのインフラとして事務所を持ちサービスを提供しているが、適切に機能しない状況にあり、人材の配備は不適切であり（職員の31%が管理職及び技術員、69%が事務及び雑務部門）、研究や情報処理のための機材や試験室の機材は不十分である。

同様に、現場でおこなう技術作業や実務作業のための運搬用の機材や車両オートバイな

どは、適切な数や状態ではない。これに加え、業務遂行のための予算を受け取ってはいないが、技術的な役割を十分果たすことはできなく、利用者へのサービス提供への対応は最低になっている。1999年の予算のうち87%は給与の支払に当てられ、わずか13%だけが業務費に当てられている。更に、給与体系は、農牧省や他の政府機関のなかで最も低い。

このことは、以下の指標からわかる。

a. インフラ

本部事務所

機能遂行のための条件はまずまず備わっている。人員、機材、往來のスペースを確保するには能力に欠ける。

支援事務所

5ヶ所の試験所と1ヶ所の中央研究所。ほとんどの所でメンテナンスがされておらず、物理的なリハビリが必要。

b. 人材

158人。このうちの49人は管理、技術、技術補助職。109人は事務、雑務、保守部門。

c. 機材

移動手段 陸路及び海上

ピックアップ10台。オートバイ8台。ランチ10隻。ほとんどが普通に作動する状態。

情報処理

コンピュータ17台、普通に機能する状態。

d. 研究及び試験室

音響測深儀、顕微鏡、酸素測定器、塩分分析器、解剖容器等、必要最低限の機材しかない。機材の機能は普通の状態。

将来の漁業担当機関としての能力を強化し補強するための補足的な要素として、技術員の能力、他の機関に存在する機材やインフラ、及び／又は技術援助、研修、プロモーション部門、振興部門に関係したり、情報や普及に関連した農牧省のプロジェクト等を考慮すべきである。このようにすることで、新しい組織が漁業養殖部門の利用者に応え、便宜の提供に貢献できるようになる。

IV. 漁業及び養殖部門の利用者

漁業及び養殖部門の利用者として、以下の者がいることがわかっている。

a. 養殖業者

- b. 流通業者（現地の市場）
- c. 輸出業者
- d. 企業漁業者
- e. 混獲漁者
- e. 零細漁業者
- f. スポーツ・フィッシング愛好者
- g. 加工業者

以下にそれぞれの簡単な特徴を記す。

4. 1 養殖業者

この範疇に入るのは、生活環の一部又は全部を水中で過ごす種の養殖に従事する個人又は法人である。この養殖は、生活史の全体又は一部のみの養殖でもよい。

どのような環境で養殖をおこなうかにより、海面と内水面の養殖がある。エル・サルヴァドルでは、海面で養殖される最も代表的な種として、エビがあり、内水面ではティラピアがある。

利用者	プロジェクト数
海面養殖者	50
内水面養殖者	27
ノープリウス、ポストラーバ生産ラボ（民間3及び政府1）	4
カエル養殖者	3

1997年の国内養殖生産額は、CENDEPESCAによると、960万コロンであった。

4. 2 流通業者（現地市場）

魚の現地の流通は複雑な構造となっているが、大きな集荷物流センターは、卸市場「ラ・テンドーナ」にあり、推定約300の利用者がいる。

流通網に含まれるのは、大卸し、中卸し、市場の小売り、訪問販売小売り（車両使用又は不使用）、専門店がある。水産物を流通する者は全て、現地の漁業事務所発行の証明証を保持しなければならない。更に、水産物を運搬するには、CENDEPESCAが発行する原産地証明書がなければならない。

この流通網が動かす水産物の金額は、2,000万USドルを超える（ロペス、1998年）。

4. 3 輸出業者

エビ又はイセエビ漁船の操業をする者は、通常輸出業者でもあるが、輸出業者の母集団

には、組合やエビ及び／又は魚を輸出する個人又は法人が含まれる。

このグループが、エル・サルヴァドルの水産物を国際市場に出すことを可能にしている。植物動物衛生総局によると、今年の登録されかつ活動している輸出業者の数は、44である。

1997年の総輸出額は、CENDEPESCAによると3、430万USドルであった。

4. 4 企業漁業者

このグループの85%はエビトロール船のライセンスを所有しており、現在72隻が操業中であり、24社で合計90隻が許可を受けている。残りの15%の内訳は、ライセンスを所有し3社に所属するイセエビ漁船14隻、2社に所属する延縄船7隻、現在ライセンス申請中で1社が所有するマグロまき網船4隻である。

CENDEPESCA による、クビレサルエビやエビ漁の混獲類を含むエビの漁獲量は以下のとおりである。

製品	百万 US \$
クルマエビ（ホワイトレグ、イエローレグ、クリスタル・シュリンプ）	8. 1
クビレサルエビ	10. 9
混獲類	2. 4
合計	21. 4

4. 5 混獲漁者

混獲漁者は、エビトロール船が保存もせず陸地にも運ばない混獲物を利用することから、エビトロール漁と密接に関係している。

エル・サルヴァドルの沿岸全体で、この活動に従事するランチは約600隻存在するとみなされている。この小型船に乗り込むのはそれぞれ2人だが、陸上では、水揚げ、加工、流通等約7人の雇用を生むので、約6、000人が経済的にこの活動に依存していると推定される。1998年の混獲物の浜値は1、100万ドルに上ると推定される（ロベス、1998年）。

4. 6 零細漁民

零細漁業に焦点を当てた漁業活動調査(1995年)によると、13、003人の零細海面漁業従事者がおり、合計5、683隻の各種の船がある。このうち、漁業協同組合又は漁業協会に加入しているのは12%のみである。内水面の漁業従事者は8、109人であり、4、208隻の船がある。つまり、合計で、21、112人の漁業従事者がおり、全国では9、891隻の船が存在する。

漁業年鑑97による、零細漁民の生産額は以下のとおりである。

活動の種類	百万 US\$
海面零細漁業	10.7
内水面零細漁業	1.1
合計	11.8

特に地方のエル・サルヴァドル人の食糧に寄与していることから、このような小規模な漁業の重要性を強調する価値がある。

4.7 スポーツ・フィッシング愛好者

スポーツ・フィッシングの活動は、漁業活動法のなかで特定されているとはいえ、国家漁業監督機関とは殆ど接触がない。将来的には担当機関を通じてこうした利用者との接触がより頻繁になされることになるだろう。

4.8 加工業者

国内には13の加工工場が登録されている。大部分はエビ関連産業であるが、鮮魚、冷凍魚、乾燥塩加工などを扱う工場もある。

通常、加工業者は輸出業者と密接に関係しており、輸出又はマキラ(保税加工)をおこなうが、なかには国内市場を対象にしている業者もある。

V. この部門の利用者が必要としていることと期待

農牧省、国際機関、漁業及び養殖業の団体が主催するさまざまな事業や直接の聞き取り調査又は国内の報道機関をつうじての調査で、漁業及び養殖業者は、この産業の持続可能な発展のために何が必要でどのような展望を抱いているかの意見を述べている。必要とすることの多くは他の部門が必要としていることと類似しているので、政府の基盤となっている4つの大きな協調政策に含まれている戦略の形成に全般的に反映されている。

農業及び養殖団体の意見や提案に含まれる展望は、この委員会が特別に留意するものであり、他の経済分野と共通して必要とされていることや、この分野で特に必要としていることを分析した後、以下のことがわかったので、ここに記す。

- a. 融資の手続き簡易化を含む、融資へのアクセス。
- b. 研修と技術移転
- c. 犯罪対策と安全
- d. 適切な法的枠組み
- e. インフラ改善

- f. 投資のための良好なマクロ経済条件
- g. 市場関連情報へのアクセス及び新たな市場へ入り込むための政府の協力
- h. この部門が必要としていることに対応できる、しっかりして信頼の置ける機関
- i. 持続可能な利用を保証できる、海洋生物資源の秩序ある利用
- j. 漁業及び養殖活動の多様化
- k. 漁業及び養殖部門へのインセンティブ

ここで特記することとして、漁業及び養殖部門の利用者は、漁業ライセンスや許可を与える規則や手続きを透明にすることや、この部門への税金の適正化を求めていることがある。これに関しては、付帯文書No. 1に、企業漁業船へのライセンス及び許可書認可手続きに関する提案が書かれている。

VI. 漁業及び養殖の持続可能な開発のための戦略基盤

漁業及び養殖の持続可能な開発は、合理的な利用、海洋水生資源の責任ある管理、関連部門の同意を得た参加に基づいたものでなければならず、法律や制度の近代的な枠組みのなかで、以下の点を考慮すべきである。

- a. 漁業養殖活動の監督及び便宜提供機関としての国家の適切かつ効果的な参加。近代的な漁業の監督、有効な構造、適切な自治権、法的権限、専門化した技術水準、総合的で学際的な焦点に特徴付けられる基準。
- b. 近代的で有効な規則や法律の枠組みの利用ができること。
- c. 経済社会政策の方向付けのなかで、一貫し、参加型で、持続可能な開発政策や戦略を採用すること。
- d. 漁業活動に関連している団体の統合や参加プロセスを通じて、この部門が必要としていることが確認でき、優先案件に同意を得ることができ、中長期的な漁業養殖開発政策及び戦略の確立や実施を可能にできる、漁業部門の戦略的計画を立てること。
- e. 海洋生物資源の持続可能な戦略の枠組みのなかで、漁業管理開発ができる管理方法。
- f. 漁業養殖資源利用の管理と監督における学際的な調査、生産的活動の推進と振興、技術移転、機関内の調整、民間部門の責任ある参加。
- g. 地域及び世界の枠組では、経験が蓄積され戦略的手段があることから、国家漁業行政が地域及び世界の枠組のなかで参加できるようにする。例えば、責任ある漁業に関する国際会議、WTOの合意、漁業及び養殖枠組み条約、国際協定、その他経済、科学、技術、社会面に関連する協定等である。

付帯文書No. 2に、本件を展開させる基礎となる、漁業養殖部門における機関の能力とこれに対する利用者と結果の関係を示すマトリックスが記載されている。

このような戦略的な枠組みのなかで、戦略的な分野、目的、インセンティブ、実施する活動を定めた。以下にその内容を説明する。

6. 1 機関の開発分野

目的

漁業及び養殖の発展を監視し促進させる監督機関があること。この機関は、近代的で、柔軟性があり、調整メカニズムを有し、この部門の挑戦課題に対応できること。

6. 1. 1 技術、監督、資金面での機関の能力強化

1. 漁業及び養殖の管理と発展のための特定の政策の策定と実施。
2. 機関の内外での、現在存在する技術専門能力の評価と利用。
3. 機関の新しい役割に応じた、適切な技術職や管理職の人員の整備。
4. 機関の透明性、能力、効率を達成するため、運営方法を体系化する。
5. エル・サルヴァドル政府や国際協力からの資金及びCENDEPESCAが生んだ資産の管理を独自で維持できる方法を使う。
6. 利用者の参加のもと、調整メカニズムを用いて、機関の発展を促進する。
7. 利用者へのサービス提供の範囲を改善し拡大するため、機関の役割を技術及び管理面で非中央分権化する。
8. 職員の昇進や職員が機関内にとどまることを奨励し、機関の目標や機能が十分に果たせるよう、人材管理政策を確立する。
9. この部門の利用者のためになるよう、機関の技術及び科学的能力を改善し向上するため、人材を常時訓練する。
10. 新しい機関の役割に応じた給与構造をとる。
11. 漁業養殖開発基金をつくる。

6. 1. 2 機関内及び諸機関との間の調整メカニズムや手段をもつ

1. 公共部門、民間部門、NGOとの間で、合意形成、技術的な意見の調整や交換、共通意思決定ができるメカニズムを確立する。
2. 機関内や分野内の諮問メカニズムとして、組合やその他の関連部門の代表からなる国家漁業委員会を設立する。

6. 2 研究及び技術移転分野

目的

持続可能な開発が可能な科学・技術的なベースをもつことができるよう、漁業及び養殖研究の方向付けをおこない、技術支援の面で国家の役割を次第に分権化していき、普及員と生産者の間に良好な関係を確立できるようにする。

6. 2. 1 海洋生物資源の持続可能な利用のための調査を開発推進する

1. 海洋生物資源の状態がわかる技術・科学情報を生み出し、持続可能な利用を管理するため、特に商業的価値のある種類のMSY(最大持続生産)を確立する。
2. 開発種と開発過程種のモニタリングや評価をおこなうため、行動計画と調整メカニズムを確立する。
3. 関係分野とともに、実施された研究や技術調査で得られた結果を発表する。
4. 利用者が恩恵を受けるプロジェクトを進めるため、大学や技術センター、その他の専門組織と協定を結ぶ。
5. 海洋生物種と関係した沿岸地域の海面と内水面での研究や利用と管理のため、利用者、協力機関、大学、技術センター、NGO、その他の機関との、協定及び共同プログラムやプロジェクトを確立させる。
6. 環境保護に関係する他の機関とともに、海洋生物資源に影響する地上でおこなわれている活動の影響を共同評価する。

6. 2. 2 共同で技術開発を促進する

1. 漁業及び養殖の利用者の各レベル別に、応用技術や適切な技術を開発する。
2. 生産、集荷、加工、運搬、流通を含め、技術開発プロジェクトの実施や、技術運營業務の向上ができるよう、利用者に技術支援を提供する。
3. 普及活動をおこなっている機関と、資産や能力の利用を促進する。
4. 国家レベルで利益のあるプロジェクト及び／又はプログラムのリストを利用者とともに作成し、更新する。

6. 3 法規の分野

目的

生物、漁業、経済、社会要素を考慮し、漁業及び養殖活動を監督し、持続可能な開発を促進し、国内及び地域並びに国際法規に対応する近代的な規範の枠組みをつくることにより、漁業及び養殖の責任ある管理をおこなうための法規を提供する。

6. 3. 1 海洋生物資源の責任ある管理をおこなう

1. 海洋生物資源の利用へのアクセスを体系化し、開発対象となっている種類の再生可能性を損なうことのないように許容制限量を守りながら、最大の利益を得ることを保証するため、中長期的な漁業及び養殖管理開発国家計画を作成し実行する。
2. 利用者やその他の関連機関とともに、海洋生物資源の合理的かつ持続可能な利用のための対策や規範を定める。

6. 3. 2 国内、地域、国際法規と調和した海洋生物資源の合理的な利用を達成するため適切な規定の枠組みをつくる

1. 海洋生物資源の持続可能性を擁護し、自由な競争を許し、漁業及び養殖をさまざまなかたちでおこなう者に協力の環境と理解をもたらす。国内、地域、国際法規と一致し、

部門の同意を得た、漁業養殖法を備える。

2. 透明で迅速かつ効果のある方法で、法の施行に参加する機関や団体の責任や活動範囲を識別し決定する司法的な手段を、漁業養殖法に付与する。
3. 合法的な手段に従い技術管理面で強化された、機関の構造を備える。
4. 関係している部門が守るべき法規や手続きを定期的に見直し、同意を得る。
5. この部門の管理に役立つデータを備えるため、零細漁民、水産会社、流通業者、小型漁船、大型漁船を登録し許可書を発行する。

6. 4 インフラ分野

目的

生産や流通を指導支援するため、漁業養殖部門に物理的社会的インフラ設備を付与する。

6. 4. 1 海洋生物資源の水揚げ、生産、流通のためのインフラの近代化と拡張

1. 漁業及び養殖部門の生産者、漁民、流通業者の活動を有効に支援することのできる、水揚げ、加工、集荷、流通の基本インフラや機材を開発し維持する。
2. 既存のインフラを利用し、必要なインフラがあればこれを作り、サービスを専門化した施設を促進する。
3. 生産と流通を支援するインフラ利用のため、組織化された生産者と共同で責任を負う管理体制を確立する。
4. 利用者がパイロット試験センターを利用できるようにし、投資をおこなう前に、そのプロジェクトが環境、技術、経済的に可能かを確認できるようにする。
5. 適切な検査をおこないサービスの代価を払うことを前提に、漁業部門に関係する保税地区や倉庫の設立を推進する。
6. 生産や流通面でのインフラや機材を新しくするため、国際技術協力を方向付け、支援を提供する。

6. 4. 2 人間と漁業活動の安全性を保証するメカニズムを確立する

1. 海面及び内水面の漁をおこなう船の出漁や水揚げが許可される場所を定める。
2. 生産者、加工業者、流通業者の安全を守る地上及び海上の監視システムを支援する。
3. 国際協力を通じ、漁業操業管理がより良く管理できる衛星システムの実施を進める。
4. 証明書提示メカニズムを確立し、製品の購入を保護し、権限を持った機関がモニタリングをおこない、製品の原産地がわかり、不正な競争を防ぐようにする。
5. 担当機関と調整し、水産物を輸送する車両の登録や加工工場と梱包工場のモニタリングをおこなう。
6. 乗組員の生命及び漁船の安全を保障できる対策を他の機関と調整する。
7. 漁業航海実習や海面での安全について、漁師が研修を受けることができるよう、他の

機関と共同でプログラムを作る。

6. 4. 3 環境保護及び海洋生物資源の持続維持を実践し、漁獲された水産物を推奨する

1. 利用者の基盤を基に選択基準を変えながら、漁業部門で環境保護をおこなう企業の発展を支援する。
2. 海洋生物資源の持続可能をもたらすクリーン・テクノロジーや生産形態の開発において、生産者を指導する。
3. 国際市場において、エル・サルヴァドル産水産製品をプロモーションする。特に、環境保護基準や海洋生物資源の持続可能性をもとに製造された産品を奨励する。
4. 融資対象のプロジェクトが環境に調和している場合、生産者が優先融資を受けることができるよう支援する。

6. 5 利用者の組織化及び参加分野

目的

生産と流通の能力を改善するため、漁業及び養殖に関係した分野の組織を促進援助する。

6. 5. 1 漁業及び養殖活動において、生産分野の組織化を支援する

1. 研修やグループ作り、組合、連盟、連合の形成を通じ、生産者の集まりや組織を促進する。
2. 漁業及び養殖において公共部門が計画し実行する活動について、組織化されたグループとの合意を図る。
3. 市場、サプライヤー、サービス提供者に対して、利用者が団体で行動するイニシアチブを確立し機能させることができるよう支援する。
4. 生産者の団体や組合が提出したプロジェクトを優先させる。

6. 6 漁業及び養殖への支援分野

目的

投資の促進、生産の多様化、付加価値の創出、微少及び小規模企業の振興、融資と情報へのアクセス、国際協力の要請、国際貿易の発展を通じ、漁業及び養殖の発展を強化する。

6. 6. 1 経済的に利益があり、環境的に持続可能で、より多くの付加価値のある生産的投資を促進する

1. 水産物の捕獲、加工、保存、流通のための投資や技術移転を促進する。
2. 潜在力のある資源や市場に関する、技術、科学、経済情報を提供する。
3. 水産物の生産及び流通を支援するインフラやサービスを提供する。

6. 6. 2 漁業及び養殖部門の生産の多様化を促進する

1. 普及、加工、流通の刷新的な技術を、漁業及び養殖部門の生産者に教える。
2. あまり利用されていない海洋生物資源の持続可能な利用について、技術、科学、経済情報を普及させる。
3. この分野の多様化のため、国際協力の支援を得る。
4. 多様化に有利な融資を設けることを促進する。

6. 6. 3 漁業及び養殖活動において、微少及び小規模企業の発展を支援し、生産性と利益を上げる

1. 小規模な生産者、加工業者、流通業者に、微少及び小規模企業の設立と経営について研修機会を与え、融資にアクセスできるようにする。
2. より利益があがる市場やより多くのビジネス機会を求め、漁業及び養殖の小規模経営者を指導する。
3. 調達業者や流通業者と有利に交渉できるよう、グループや組合の形成の支援をおこなう。
4. 生産者に新しい適切な技術を教える。

6. 6. 4 漁業及び養殖の利用者のための融資を促進する

1. エル・サルヴァドル政府、民間銀行、国際機関ともに、漁業及び養殖の振興と発展のためにアクセスできる融資制度の設立を促進する。
2. 漁業及び養殖の発展のために、短・中・長期の投資を支援する融資条件を提供拡大できる手段を奨励する。
3. 漁業及び養殖のための、出漁前の融資や回転資金制度を促進するとともに、生産や流通のさまざまな段階での特別保険制度を促進する。
4. 金融機関とともに、融資の申請受理、審査、実行の手続きを迅速化するメカニズムを支援し、利用者の問題の解決に貢献する。
5. この部門への理解を深めるため、商業銀行に漁業活動に関するテーマの技術研修を提供する。
6. 融資実行後の計画作成を融資機関と調整する。

6. 6. 5 海洋生物資源を持続可能かつ経済的に有利に利用するため、利用者に市場、統計、海洋条件、調査の情報を提供する

1. 信頼あり、更新され、適切なデータベースと情報システムを設立する。
2. 担当機関やこの分野の必要に応えることができる、漁業及び養殖活動に関する更新され信頼ある基礎統計情報を備える。
3. 漁業及び養殖開発政策策定及び評価のための、マクロ経済指標を備える。
4. 情報センターへの支援を含め、漁業及び養殖発展のための、基礎技術科学情報を普及

させる。

5. 他の機関や国内機関、地域機関、国際機関と交換できる漁業及び養殖に関する情報や文献システムを備える。
6. 海洋情報システムを設置維持し、関係する分野が利用できるようにする。

6. 6. 6 新しい市場の機会を得るため情報を拡大し改善する

1. 専門化した機関、団体、システムを通じ、この部門の利用者に常に情報を提供できるよう、エル・サルヴァドル産水産物の国際市場及び地域市場の機会を調査する。
2. 見本市や展示会、交流やプロモーションの機会に、組合が参加できるよう支援する。
3. 国際市場のルールや規格、製品の新しいプレゼンテーションの方法について、生産者、加工業者、流通業者に研修をおこなう。
4. 現地の流通業者の態度や商売の仕方を変えさせる条件を生み出す。
5. 水産物の取引きにおいて、取引き方法の改善に関し生産者を支援するメカニズムを作る。

6. 6. 7 国際協力の支援を通じ、機関の能力やこの分野の発展を強化する

1. 漁業及び養殖分野の要求に基づいた、国際協力の要請。
2. 国及び地域の政策、戦略、優先課題に基づいた、国際協力の要請。
3. 国際協力と国内カウンターパートとの調整。
4. 国際協力を最大限利用できるよう、機関の間の調整メカニズムを確立。
5. 漁業及び養殖のテーマが入っている案件を交渉するため、機関の間で話し合う仕組みをつくる。

6. 6. 8 インセンティブの提案及び漁業養殖分野の競争力ある発展ができる経済環境を提案する

1. 漁業及び養殖分野において、新しいプロジェクトや環境を汚染しない技術を推進している利用者のため、関連当局に柔軟な税率や特別関税又は特別融資制度を提案する。
2. 漁業及び養殖部門のための資本財導入に関する税制優遇措置を推進する。
3. 生産及び流通を支援するため、漁業及び養殖部門のためのマクロ経済政策や戦略の合意形成を図る。

6. 6. 9 国際貿易を拡大するため貿易協定や戦略的な同盟を強化する

1. 新しい市場に参入し、輸出を多様化し、共通資源の持続性を達成するため、戦略的な国やブロックとの貿易協定調印を促進する。
2. 合意、協定、規定、条約、その他、漁業及び養殖に関係する件を取り扱う国内、地域、国際会議に、利用者の意見を尊重ながら参加する。
3. 国内、地域、国際会議で生まれた合意や約束を発表する。
4. 2カ国又は多他国間の会議に参加し、そこでなされた合意のフォローアップをする学際的

技術グループを維持する。

5. 地域及び国際的な新しい規定の遵守に関し、常に技術員や利用者を研修する。

VII. 漁業分野の戦略と新たな協調

現政権の協調の枠組みのなかでは、漁業及び養殖の発展のための政策、計画、プログラム、プロジェクトを備えることが重要であるとともに、漁業を監督する機関の強化と再編成が重要である。これら2つの作業は、この分野の利用者が抱えている問題と必要としていることや抱えている期待を確認することで生まれた、**漁業及び養殖部門発展のための戦略基盤**に基づいたものでなければならない。

この戦略は更に、共同作業や意見交換のメカニズムにより、民間部門、NGO、大学、国際機関の通じての支援に加え、他の国家機関の参加を考えている。

この分野に民間投資を呼び込み維持するためには、生産と流通を支援するサービスを提供するようなイニシアティブや行動を推進しなければならない、特に、研究、インフラ整備と建設、この部門の活動の振興と促進が必要である。

7. 1 漁業及び養殖の新たな「協調」

漁業及び養殖部門発展のための戦略基盤は、**漁業及び養殖の新たな協調**（添付文章No. 3）の5つの構成要素をまとめたものであり、ここには、短・中・長期の戦略的作業の主な柱が要約されている。

*** 研究、規格、技術移転**

海洋生物資源は公共の財産であるという条件から、管理対策を遂行しこれを保証するとともに、漁業のモニタリング、評価、フォローアップ及び管理に有効なシステムの遂行を支援する必要がある。これは、近代的で有効かつ国内及び国際的な現実に当てはまる規格や、持続可能な開発を保証し、資源の合理的な利用ができ、生産団体の社会経済的条件を改善し、エル・サルヴァドル国民の食糧供給の安全性に貢献するような、透明な方法やメカニズムにより、しかるべく定める必要がある。

短期的により大きな付加価値を生むことができるような、漁獲、加工、流通過程における多様化を奨励促進するためには、この分野の持続可能な開発にとり、適切な訓練や技術移転が重要であることは認識されている。

*** インフラ**

漁業及び養殖において、物理的生産的な新しいインフラを加えることや、現在あるインフラを整備することは、係留及び水産物の水揚げ、加工、流通の作業を容易にする。このことは、良好な品質や人間の健康に安全な衛生状態を保つことが求められ、競争力のある市

場で流通する生鮮品を取り扱うことから、特に重要な点である。

更に、特に地方における貯蔵や流通能力を改善するため、漁業生産への新しい支援形態を開発することを提案する。

* 漁業ビジネス

小規模だが技術を持った漁業を保護し振興することの重要性は、組合の振興、共同参加に基づいた集合体やその他の組織を強化する意味で、基本戦略のなかで認識されている。例えば、零細漁業や農業を伴った養殖を、地方開発をめざしたより広範なプログラムに統合し、市場の開発、利用できる情報、貿易協定、戦略的な「協調」に関する行動に焦点をあてることなどがある。同時に、資本資材不足、融資へのアクセスの制限、経済社会インフラの整備不足から生まれる問題に対処する行動を指摘することは、この生産的部門にとり基本的な支援となる。

女性は漁獲や水産物の収集に参加するだけでなく、加工や流通にも参加し、漁業部門内外での支援活動にも参加していることから、漁業及び養殖部門における女性の役割の重要性を考慮した。

ジェンダーは戦略基盤及び計画並びに部門別プログラムのなかで基本的なテーマであることから、普及や教育研修活動、漁業融資計画を考慮すべきである。

他方、農業養殖及び漁業における刷新された技術へのアクセス、水産物加工多様化のための技術、品質管理、応用研究、市場や取引に関するテーマ、民間投資の導入、付加価値、環境に配慮した製品への特別な条件などで、民間部門の参加を促進する。

十分に信頼のおけるデータや情報の不足により、この部門の発展と管理のための活動を有効に計画し実行することが阻止されていることから、戦略基盤はこの問題を新たに取り扱い、統計やその他この部門に関係している技術情報の適用範囲や信憑性を向上させながら、この部門の動向、海洋生物資源の評価、市場や国際貿易の情報に関する情報の収集、分析、普及の段階を改善する必要があると考える。

* 安全

安全のテーマは、特に、乗組員、漁船、水産物に安全をもたらす条件を提供するため、新たに取り扱われることになった。更に、「協調」により、漁業活動のためにより良い環境を達成することのできる制度を確立することを提案している。

* 地方開発

地方に存在する漁業や養殖をおこなうコミュニティの必要とすることや状況を考えると、利

用者の生活の質を改善する要素により、成功をもたらす可能性のある開発の中心として、農業を伴った養殖活動の確立を挙げることができる。

7. 2 魚業及び養殖部門の発展のための戦略の優先化

戦略的活動を実行するためには、まず、優先化のマトリックス(添付文書No. 4)に記載されている活動のなかで、それぞれの活動の優先レベルを定める必要がある。この分類に当たっては、以下のような3つの基本的な要素を基にした。

1. いかなる活動をおこなうにも事前条件となる活動で、その目的はこの部門の可能性を増すことであり、犠牲を払ってもおこなうべきもの。
2. 現在の経済及び物質資源を推進することが可能な活動であり、当機関の見解では重要なもの。
3. 緊急を要す活動ではあるが、現在の状況を考慮すると直ぐにはできないもの。

このような基準から、以下のように活動を分類した。

1. 1999年に実行すべき極めて重要な活動(優先順位1)

このグループのなかには、例えば、組織の強化、漁業及び養殖の責任ある管理、法的枠組みに関係している活動が入っている。

このような活動を1999年中に実行するには、50万コロンの追加予算が必要となり、その内訳は以下のとおりである。

燃料	100, 000
インフラの補修	150, 000
資機材	150, 000
日当	100, 000
合計	500, 000

2. 1999年におこなわなければならない必要な活動(優先順位2)

このカテゴリーには、この部門の多様化のための国際協力支援要請が含まれる。

今年優先順位2の活動は、追加予算措置は必要としないが、農牧省の他の機関との調整作業をおこなう必要がある。

3. 2000年におこなうべき重要な活動(優先順位1)

このグループには、研究及び技術移転並びに組織構造の章に説明されているCENDEP ESCAの再編成が含まれる。

4. 2000年に始めなければならない必要な活動(優先順位2)

このなかには、環境に配慮した企業の振興、エル・サルヴァドル産漁業及び養殖産品の

外国市場へのプロモーションが含まれる。

Ⅶ. 結論及び提言

今までおこなった作業により、以下のような結論が生まれた。

1. 我が国は沿岸及び沖合いの漁業資源を有し、豊富な種類の魚及び甲殻類並びに軟体動物に富む。特に、チリエビ、浮魚、クビレサルエビ、エビが多いが、これらは乱獲状態にある。更に、開発の代替案となる他の資源の潜在性もある。内水面の資源も過剰漁労の状態にあるので、海面及び内水面ともに管理対策をとることが緊急課題である。
2. 漁業及び養殖部門は、GDPの主要3項目に入っている農牧部門のGDPに貢献しているが、その経済社会的重要性に応じた評価を受けていない。
3. 漁業及び養殖部門発展のための計画、プログラム、プロジェクトの形成や実行を方向付けるような、短・中・長期の個別政策や戦略がない。
4. はっきりした政策がないことや、カウンターパートの資産不足、組織や分野のなかで確固とし一貫した作業計画がないことから、国際協力の利用が制限されている。
5. 漁業及び養殖の持続可能な開発のために設計された戦略基盤は現政権の「協調」に基づいた利用者のためのものであり、基本的には2つの柱から成っている。a) 海洋生物資源の管理と利用、b) 漁業及び養殖活動の振興と促進。

提言として以下を提唱する。

1. 策定された戦略に従い、短・中・長期の漁業及び養殖政策を策定し実施する。
2. 漁業及び養殖の発展のための管理監督計画を作り実行する。
3. 組織と利用者の必要に応じて、国際協力を要請し、適切なカウンターパート資産を備える。
4. 国家会計制度のなかで、漁業及び養殖を1つの独立した部門として組み込むようにする。